

「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」（抄）

平成 24 年 5 月 23 日
厚生科学審議会
感染症分科会
予防接種部会

※以下ロタウイルスに係る部分を抜粋

3. 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンの追加

- 平成 23 年 3 月 11 日のワクチン評価に関する小委員会報告書の通り、医学的・科学的観点からは、7 ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B 型肝炎）について、広く接種を促進していくことが望ましい。
 - ただし、新たなワクチンを予防接種法の対象とし、定期接種として実施するためには、その前提として、関係者の連携と協力によるワクチン接種の円滑な導入と安全かつ安定的なワクチン供給・実施体制の確保や、継続的な接種に要する財源の確保が必要である。
 - 7 ワクチンのうち、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 ワクチンについては、平成 22 年 10 月 6 日の予防接種部会意見書を受けて、当面の対応として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業を全ての市町村で実施しており、23 年度 4 次補正予算に基づき 24 年度末まで事業を継続できるようになっているが、25 年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要がある。
- ロタウイルスワクチンについては、平成 23 年 7 月 1 日及び 24 年 1 月 18 日に 2 種類のワクチンが薬事法の製造販売承認を受けたことを踏まえ、24 年内を目途に、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行っているところである。
- この他の疾病・ワクチンについても、当該疾病の流行やワクチンの開発・生産の状況などを踏まえ、今後、評価・検討組織で評価を行う。